

事業所からすぐに相談できる！「リモート相談」で中小企業の相談に応じます ～WEB会議ツール「Zoom」を活用した経営相談～

千葉市産業振興財団では、「ちばしチェンジ宣言！」に基づき、市内中小企業者へのハンズオン支援を強化し、より“スピーディ”かつ“きめ細かな”支援体制として、“電話相談”、“窓口相談”に加え、新たにWEB会議ツール「Zoom」を活用した「リモート相談」を開始しましたので、お知らせします。

また、現在開設している経営相談窓口については、土・日曜日、祝日も拡大して実施しますので、併せてお知らせします。

1 主旨・経緯

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、市内中小企業者は深刻な影響を受けています。また、感染拡大防止の観点から、外出等を自粛するなど事業活動の低下が見受けられます。これに対して、セーフティネット保証をはじめとする各種資金繰り支援策等が講じられる中、各事業者に応じた的確かつ迅速で、きめ細かな支援が必要とされています。

そこで、人との直接的な接触を伴わず、感染リスクも防げる経営相談の方法として、WEB会議ツールを活用した「リモート相談」を新たに取り入れることにより、事業所にいながらにして、財団コーディネーターに直接アクセスし、パソコン等の画面を通して対面型による相談対応を可能としました。

併せて、現在開設している平日の経営相談窓口に加え、土・日曜日、祝日にも拡大し、体制を強化します。

2 実施方法

(1) リモート相談について

日常的に経営・技術相談等に応じる財団コーディネーター（中小企業診断士等）が、経営上の課題について伺い、適切な支援策や解決方法についてアドバイスし、経営改善を図ります。まずは、以下の①または②の方法により、相談内容をお伝えいただけます。

- ① 電話から（コーディネーターが対応）

043-201-9506

- ② WEB相談フォームから

【URL】 <https://www.chibashi-sangyo.or.jp/contact.html>

相談内容を確認し、必要に応じて「リモート相談」により、無料で対応します。

※ご利用いただく通信環境によっては、別途通信料がかかります

(2) 経営相談窓口について

新型コロナウイルス感染症の流行により、事業活動に影響を受ける、または、その恐れがある中小企業者を支援するため、平日の9～17時で相談窓口を設置しているところですが、5月6日までは、土・日曜日、祝日も相談窓口を開設します。

※なお、千葉市産業振興財団のホームページに「新型コロナウイルスに関してのよくあるお問い合わせ」（FAQ）を掲載していますので、こちらもご参照ください。

【URL】 <https://www.chibashi-sangyo.or.jp/info-all/item/766-covid19-faq.html>

(3) 想定される相談内容

- ・資金繰りに関すること（補助金制度、融資制度、セーフティネット保証制度等）
- ・従業員の労務管理に関すること
- ・テレワークに関すること
- ・事業プランのブラッシュアップ など

3 本件に関するお問い合わせ

公益財団法人千葉県産業振興財団 総務企画課

電 話 043-201-9501

E-Mail somukikaku@chibashi-sangyo.or.jp